

橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条の規定に基づき、橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる団体等に属する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商工業者の団体
- (2) 関係行政機関
- (3) 大学その他の教育機関
- (4) 金融機関
- (5) 労働関係機関
- (6) 報道機関

(会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区 分	構 成 員	
(産) 産業界	橿原商工会議所 会頭	森本 俊一
(官) 行政機関	奈良県中和土木事務所 所長	入口 和明
	奈良県中和保健所 所長	山田 全啓
(学) 大 学 教育機関	畿央大学 現代教育学科 講師	大城 愛子
	奈良県立医科大学 産学官連携推進センター 特任准教授	細川 洋治
(金) 金融機関	(株)南都銀行 公務・地域活力創造部 部長	中南 知也
(労) 労働団体	ハローワーク大和高田 所長	木田 浩平
(言) 言論機関	(株)奈良新聞社 取締役企画部長	田中 篤則
有識者	橿原市自治委員連合会会長	米田 勝彦
	日本の寺子屋 理事 (NPO 法人日本PFI・PPP協会 理事長)	植田 和男